

一般社団法人日本旅行業協会 会員規程

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、定款第3章に定める会員の運営に関し必要な事項を定める。

(会員の種類)

第2条 会員の種類は、定款第5条に定めるものとする。

第2章 正会員

(正会員の入会手続)

第3条 本会の正会員になろうとする者は、定款第7条に定める入会申込書の他、別途定める細則により必要書類を本会所定の方法で提出するものとする。

2 本会の正会員になろうとする者は、定款第9条に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 理事会の承認を得て、前項で定める入会金及び初年度の会費の全てが納入された日をもって入会日とする。

(正会員の入会金)

第4条 定款第9条に定める入会金は、80万円とする。

2 入会金は、本会からの請求に基づき、期日までに納入するものとする。

(正会員の会費)

第5条 定款第9条第1項に定める会費の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通会費

毎年4月1日を基準日とし、年額35万円とする。

(2) 特別会費

毎年7月1日を基準日とし、算出方法については、別途定める細則による。

2 年度の始期は4月1日、終期は3月31日とする。

3 入会した正会員の初年度の普通会費及び特別会費は、次のとおりとする。

(1) 普通会費

月割計算とし100円未満が生じた時には四捨五入とする。

(2) 特別会費

算出に用いる人数のすべては、入会時に提出された現況調査表に記載されたものとし、月割計算はしないものとする。

(正会員の会費納入等)

第6条 正会員は、次のとおり会費を納入するものとする。

(1) 普通会費

本会からの請求に基づき、毎年4月30日までに納入するものとする。

(2) 特別会費

本会からの請求に基づき、毎年10月31日までに納入するものとする。

2 前項にかかわらず、正会員は、普通会費を2期に分けて納入することができる。分納の場合については、次の通りとする。ただし、入会した初年度の会費については分納を認めない。

期間	普通会費	納入期日
前期(4月～9月)	175,000円	4月30日まで
後期(10月～翌年3月)	175,000円	10月31日まで

3 特別会費は分納を認めない。

4 会費の納入については、原則、口座振替とする。ただし、入会した初年度の会費については口座振込とする。

(正会員の退会手続)

第7条 正会員は、定款第10条に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。ただし、定款第12条に基づく除名処理の対象となっている会員の場合には、受領を拒否することができる。

2 正会員が退会、その他の事由により本会の保証社員の地位を喪失した場合において、当該正会員にかかわる会費の全部または一部に未納があるとき、当該未納相当額を弁済業務保証金分担金から相殺して返還する。

3 正会員が年度途中に退会する場合の会費については、次のとおりとする。

(1) 普通会費

全納している会員で、9月30日までに本会へ退会届が提出された場合は、普通会費の半額を返還するものとする。ただし、分納の会員については除外とする。

(2) 特別会費

特別会費は、月割計算及び返還をしないものとする。本会へ退会届を提出した時点において未納がある場合は、本会からの請求に基づき、期日までに納入するものとする。

(正会員の再入会)

第8条 本会に再入会しようとするものは、新規と同様の入会手続を行うものとする。

2 定款第13条第1項第2号又は第3号(ただし、登録の有効期間満了による抹消は除く。)により会員の資格を喪失した者の再入会は、認めないものとする。

第3章 協力会員

(協力会員の入会手続)

第9条 本会の協力会員になろうとする者は、定款第7条に定める入会申込書の他、別途定める細則により必要書類を本会所定の方法で提出するものとする。

- 2 本会の協力会員になろうとする者は、定款第9条に定める会費を納入しなければならない。
- 3 理事会の承認を得て、前項で定める会費の全てが納入された日をもって入会日とする。

(協力会員の会費)

第10条 定款第9条第2項に定める協力会員の会費の年額は、12万円とする。

- 2 年度の始期は4月1日、終期は3月31日とする。
- 3 入会した協力会員の初年度の会費は、月割とし100円未満が生じた時には四捨五入とする。

(協力会員の会費納入等)

第11条 協力会員は、本会からの請求に基づき、毎年4月30日までに納入するものとする。

- 2 会費の納入については、原則口座振替での納入とする。

(退会及び手続)

第12条 協力会員は、定款第10条に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(再入会)

第13条 本会に再入会しようとするものは、改めて入会手続を行うものとする。

- 2 定款第13条第2項の規定により会員の資格を喪失した会員であった者が再入会を希望する場合、資格を喪失したときの未納分の会費を支払わなければ、再入会を認めないものとする。

第4章 賛助会員

(賛助会員の入会手続)

第14条 本会の賛助会員になろうとする者は、定款第7条に定める入会申込書の他、別途定める細則により必要書類を本会所定の方法で提出するものとする。

- 2 本会の賛助会員になろうとする者は、定款第9条に定める会費を納入しなければならない。
- 3 理事会の承認を得て、前項で定める会費の全てが納入された日をもって入会日とする。
- 4 賛助会員の範囲は次のとおりとする。

- (1) 運輸関係の事業者又はこれらで組織する団体
- (2) 宿泊関係の事業者又はこれらで組織する団体
- (3) 旅行サービス業務に関係深い事業者又はこれらで組織する団体
- (4) 外国政府機関若しくは、これに準ずる団体の観光関係在日事務所又はこれらで組織する団体
- (5) 観光関係の団体で公的性格を有するもの及び旅行業に関係深くかつ賛助会員とすることが適当と認められる者

(賛助会員の会費)

第15条 定款第9条第2項に定める賛助会員の会費の年額は、1口10万円とし、1口以上とする。

2 年度の始期は4月1日、終期は3月31日とする。

3 入会した賛助会員の初年度の会費は、月割計算とし100円未満が生じた時には四捨五入とする。

(賛助会員の会費納入等)

第16条 賛助会員は、本会からの請求に基づき、毎年4月30日までに納入するものとする。

2 会費の納入については、原則口座振替での納入とする。

(賛助会員標章)

第17条 賛助会員に対して、毎年4月に賛助会員標章を交付する。

(退会及び手続)

第18条 賛助会員は、定款第10に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(再入会)

第19条 本会に再入会しようとするものは、改めて入会手続を行うものとする。

2 定款第13条第2項の規定により会員の資格を喪失した会員であった者が再入会を希望する場合、資格を喪失したときの未納分の会費を支払わなければ、再入会を認めないものとする。

第5章 在外賛助会員

(在外賛助会員の入会手続)

第20条 本会の在外賛助会員になろうとする者は、定款第7条に定める入会申込書を本会所定の方法で提出するものとする。

2 本会の在外賛助会員になろうとする者は、定款第9条に定める会費を納入しなければ

ならない。

- 3 理事会の承認を得て、前項で定める会費の全てが納入されて日をもって入会日とする。
- 4 在外賛助会員の範囲は、在外の旅行業者及び運輸・宿泊業その他旅行業に密接な関係がある者とする。

(在外賛助会員の会費)

- 第21条 定款第9条第2項に定める在外賛助会員の会費の年額は、1口50米ドルとし、1口以上とする。
- 2 年度の始期は1月1日、終期は12月31日とする。
 - 3 在外賛助会員の初年度の会費は、月割計算しないものとする。
 - 4 海外の旅行業協会と相互に入会する場合は、会費を相互免除することができる。

(在外賛助会員の会費納入等)

- 第22条 在外賛助会員は、本会からの請求に基づき、2年分の会費を11月30日までに納入するものとする。
- 2 会費の納入については、クレジットカード決済または振込での納入とする。

(在外賛助会員標章)

- 第23条 在外賛助会員に対して、2年毎に在外賛助会員標章を交付する。

(退会及び手続)

- 第24条 在外賛助会員は、定款第10に定める退会の旨を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(再入会)

- 第25条 本会に再入会しようとするものは、改めて入会手続きを行うものとする。
- 2 定款第13条第2項の規定により会員の資格を喪失した会員であった者が再入会を希望する場合、資格を喪失したときの未納分の会費を支払わなければ、再入会を認めないものとする。

第6章 その他

(規程の制定)

- 第26条 この規定は、理事会の決議を得て、会長が定める。
- 2 この規程上別途定める細則は、会長が定める。

附則

- 1 この規程は令和8(2026)年5月13日より施行する。
- 2 「入会及び会費に関する決議」、「入会及び会費に関する規則」及び「賛助会員及び在外賛助会員規程」は、この規程および細則の施行に伴い、廃止する。
- 3 前2項にかかわらず、本規定第10条(協力会員の年会費)第1項の適用及び「入会及び会費に関する決議」第4条第2項の廃止は、令和8(2026)年7月1日付とする。